

令和7年11月21日

お 知 ら せ

課名	岡山県備前県民局建設部 東備地域管理課
担当	滝澤 岡 高橋
電話	0869-92-5170

放置艇所有者への水域等利用申込手続の勧奨について

岡山県では、令和7年7月1日から県管理の水域（県北河川など一部の水域を除く）を放置等禁止区域に指定しました。放置等禁止区域では、適正な手続きをとらず船舶を係留した場合、罰則等が適用されます。

については、東備港において放置艇所有者への水域等利用申込手続の勧奨を実施しますので次のとおりお知らせします。

記

1 目的

適正な手続きを推進することで秩序ある水域利用の実現を目指す。

2 日時

令和7年12月1日（月） 14：00～15：00

（雨天時 令和7年12月4日（木） 14：00～15：00）

3 場所

備前市日生町日生地内（図1参照）

4 実施者

備前県民局 建設部 東備地域管理課

5 実施内容

- ・目視により係留ステッカーの有無を確認。（図2参照）
- ・係留ステッカーのない船にはお知らせ文（別添資料参照）により、所有者に水域等利用申込手続を勧奨する。



図1



図2